

被留置者用寝具類賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の六の規定により公告する。

平成三十年三月十二日

青森県警察本部長 住友一仁

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料

被留置者用寝具類（数量、内訳等は入札説明書による。）

賃貸借期限

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

使用場所

県内各警察署

賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、寝具の賃貸借契約についてA又はBの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限から開札の時間までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

- 2 入札書の提出期限

平成三十年三月二十七日 午前十時四十五分

- 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成三十年三月二十七日 午前十一時

- 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

- 8 契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

- 9 契約書の取り交わし時期

平成三十年四月一日

- 10 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

- 11 その他

- 1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

3 入札手続の停止等

平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続きについて停止等の措置を行うことがある。